

2024年8月5日

当行をご利用のお客様へ

平素は福島銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当行で現在認可を受けております「民間公益活動を促進するための休眠預金に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)第2条第4項第2号にもとづく異動事由につきまして、同法施行規則第4条第3項第2号「残高確認の求め」を追加する認可を受けましたのでお知らせします。この追加により、当行の預金等の種類と異動事由は以下のとおりです。(下線部分が追加事由です。)

1. 預金等の種類・異動事由

預金等の種類	認可を受けた異動事由
当座預金	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則(以下本表において「規則」という。) ○第4条第3項第2号 残高確認の求め(当行が把握できる場合に限り <u>ます。</u>)
普通預金	○規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限り <u>ます。</u>) ○同項第2号 残高確認の求め(当行が把握できる場合に限り <u>ます。</u>)
総合口座預金	○規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限り <u>ます。</u>) ○同項第2号 残高確認の求め(当行が把握できる場合に限り <u>ます。</u>) ○同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、当該商品に係る他の預金等について異動に相当する事由が生じたこと。
期日指定定期預金	○規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限り <u>ます。</u>) ○同項第2号 残高確認の求め(当行が把握できる場合に限り <u>ます。</u>) ○同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、当該商品に係る他の預金等について異動に相当する事由が生じたこと。
自由金利型定期預金(M型) (スーパー定期・ スーパー定期300)	○規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限り <u>ます。</u>) ○同項第2号 残高確認の求め(当行が把握できる場合に限り <u>ます。</u>) ○同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、当該商品に係る他の預金等について異動に相当する事由が生じたこと。

自由金利型定期預金 (大口定期)	○規則第 4 条第 3 項第 1 号 お客様申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行 (当行が把握できる場合に限ります。) ○同項第 2 号 残高確認の求め(当行が把握できる場合に限ります。) ○同項第 6 号 複数の預金等を組み合わせた商品において、当該商品に係る他の預金等について異動に相当する事由が生じたこと。
積立定期預金	○規則第 4 条第 3 項第 1 号 お客様申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行 (当行が把握できる場合に限ります。) ○同項第 2 号 残高確認の求め(当行が把握できる場合に限ります。)

最終異動日から 9 年間異動がない口座について、お届けいただいた住所あてにご連絡をさせていただきますので、お届けの住所に変更があった場合は当行までお届けください。

2. 異動事由追加適用日

2024 年 8 月 5 日

以上

当お知らせへのお問い合わせ先
当行本支店窓口までお問い合わせください